# 組織規程

平成23年7月14日制定 平成25年7月31日一部改正 平成25年9月2日一部改正 平成26年8月1日一部改正 技術研究組合NMEMS 技術研究機構

#### (総則)

第1条 技術研究組合 NMEMS 技術研究機構(以下、本機構という。)の組織は、この規程に定めると ころによる。

#### (事業)

第2条 本機構は、定款第6条に規定する事業を実施するために必要な組織を本規程により整備するものとする。

#### (組織)

- 第3条 本機構に、本部、グリーンセンサネットワーク研究所及びインフラモニタリング研究所を置き、各研究所に研究センターを置く。
- 2 本部は、全体統括、研究管理、事務管理等を行い、事務局として、総務部、研究企画部、経理部、研究支援部、研究開発部、研究交流部及び技術開発推進室を置く。また、先導研究を行う研究拠点として次表の研究センターを設置する。

名 称	場所(拠点)	担当業務
		先導研究、その他の研究開
先導研究センター	究管理等は技術開発推	発
	進室が行う。	

3 グリーンセンサネットワーク研究所に設置する研究センターの名称、設置場所、担当業務は、次 表のとおりとする。

名 称	場所(拠点)	担当業務
	独立行政法人産業技術	グリーンMEMSセンサの開
つくば研究センター	総合研究所つくば東事	発、無線通信機能及び自立
	業所	電源機能を搭載したグリーン
		センサ端末の開発
	国立大学法人東京工業	超小型高効率ナノファイバー
大岡山研究センター	大学	構造光電•熱電変換自立電
		源の開発

4 インフラモニタリング研究所に設置する研究センターの名称、設置場所、担当業務は、次表のと おりとする。

名 称	場所(拠点)	担当業務
	本部内、分室(独立行政	社会インフラモニタリング
社会インフラ研究センター	法人産業技術総合研究	用センサシステムの開発に
	所つくば東事業所)	係る業務
産業インフラ研究センター	本部内、分室(独立行政	産業インフラモニタリング用
	法人産業技術総合研究	センサシステムの開発(共同
	所つくば東事業所)	研究、技術指導等)に係る業
		務

#### (職制)

- 第4条 本機構に、研究所長、研究調整監、副所長、事務局長、部長(相当職含む)、課長(相当職含む)及び室長を置く。この他に、研究主監、上席主幹研究員、首席研究員、主幹研究員、主任研究員、研究員、研究補助員、その他の補佐職及び事務専門職を置く。また、各センターにセンター長を置く。
- 2 研究所長は、研究所を統括する。
- 3 研究調整監は、各研究項目の調整及びプロジェクトリーダーの支援業務を行う。
- 4 副所長は、研究所長の業務を補佐する。
- 5 事務局長は、事務局を総括する。
- 6 総務部長は、本機構運営の基本事項、業務の総合調整、人事・勤労・福利厚生、文書・法務・公 印の管理及び指導、経理、研究支援業務の指導、その他、他の所掌に属さない業務を行う。
- 7 研究企画部長は、プロジェクトの全体調整、研究開発計画、研究進捗管理に加え、知財管理、普及広報(運営管理支援)、共通プラットフォーム、標準化、知識データベース等プロジェクトの調整・指導など企画・調整及び研究管理等に関する業務を行う。また、技術開発推進室長がプロジェクトの全体調整等を行う場合は同様の業務を行う。
- 8 経理部長は、経理に関する業務を行う。
- 9 研究支援部長は、プロジェクトの支援業務その他サポートに関する業務を行う。
- 10 研究開発部長は、プロジェクトの研究開発に関する業務を行う。
- 11 研究交流部長は、プロジェクトにかかる知的財産、標準化、広報及び内外交流に関する業務を行う。
- 12 センター長は、研究所長を補佐して研究センター業務を統括する。
- 13 上記の他、必要に応じ課室長を置くことが出来る。また、理事長が委嘱する顧問を置くことができる。顧問は、本組合の運営に関して理事長の諮問に答え又は理事長に対して意見を述べる他、指導及び助言を行う。

## (委員会等)

第5条 本機構に以下の委員会を置く。

## (本組合の事業に関する主要委員会)

委員会名	活動内容
技術研究委員会	企業ニーズを踏まえた研究推進の方策の検討
共通プラットフォーム委員会	グリーンセンサに関する共通プラットフォー ム及び標準化の検討
業務委員会	賦課金徴収等組合業務に関して必要な方策の 検討
知識DB編集委員会	プロジェクトに係る知識データベース整備の 検討
知的財産権委員会	プロジェクトの成果としての知財の認定方針 や一括ライセンシング方式等の検討

## (プロジェクトリーダー主催の委員会)

委員会名	活動内容
グリーンセンサ推進連絡会	プロジェクトに関する委員会の総合調整、研究
	開発項目別の進捗状況の把握、研究開発項目間
	の調整、産業化に向けた環境整備活動等

2 上記に定めるもののほか、プロジェクト業務の円滑な推進を図るため、必要に応じて委員会等を設けることができるものとする。

## (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、運用細則が必要となった場合は理事長が定める。

# 附則

この規程は、設立の日から施行する。

#### 附則

この改正は、平成25年7月31日から施行する。

## 附則

この改正は、平成25年9月2日から施行する。

## 附則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。